別紙

# 鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ下記配点表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合には、基本項目の得点に加点項目の得点を加算した合計が70点以上であること。

配点表

| | 要　　素 | 区　　分 | 得 点 |
|---|---|---|---|
| 基本項目 | ①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)(単位:kg-$CO_2$/kWh)(※2) | 0.000 以上 0.400 未満 | 70 |
| | | 0.400 以上 0.425 未満 | 65 |
| | | 0.425 以上 0.450 未満 | 60 |
| | | 0.450 以上 0.475 未満 | 55 |
| | | 0.475 以上 0.500 未満 | 50 |
| | | 0.500 以上 0.520 未満 | 45 |
| | | 0.520 以上 | 0 |
| | ②令和6年度の未利用エネルギー活用状況(※3) | 0.675 %以上 | 10 |
| | | 0 %超 0.675 %未満 | 5 |
| | | 活用していない | 0 |
| | ③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況(※4) | 15.00 %以上 | 20 |
| | | 8.00 %以上 15.00 %未満 | 15 |
| | | 3.00 %以上 8.00 %未満 | 10 |
| | | 0 %超 3.00 %未満 | 5 |
| | | 活用していない | 0 |
| 加点項目 | ④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出、利用の取組(※5) | 取り組んでいる | 5 |
| | | 取り組んでいない | 0 |
| | | | |
| | | | |

※1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和7年3月改定)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成等の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2　「令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。
地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3　令和6年度における未利用エネルギーの活用状況は以下の算定式による。

(算定式)令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(%)＝①÷②×100

① 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）
② 令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）

注1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
（1）未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
（2）未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
注2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
（1）工場等の廃熱又は排圧
（2）廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
（3）高炉ガス又は副生ガス

注3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
注4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。

（算定式）令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

① 令和6年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
③ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
⑥ 令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）

注1 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
注2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）は、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※5 省エネに係る情報提供、簡易的DR(ディマンド・リスポンス)の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

(具体的な評価内容)

・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。